

第57号議案

中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和7年（2025年）11月28日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

健康保険被保険者証及び住民基本台帳カードが廃止となることから、第1号様式、第14号様式及び第26号様式における請求者本人確認書類の例示から削除する必要がある。

中野区教育委員会規則第14号

中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

第1条 中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年中野区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第14号様式及び第26号様式中「□健康保険被保険者証」を削る。

第2条 中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式、第14号様式及び第26号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第1条及び次項の規定は令和7年12月2日から、第2条及び附則第3項の規定は同月29日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定の施行の際同条の規定による改正前の第1号様式、第14号様式及び第26号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 第2条の規定の施行の際同条の規定による改正前の第1号様式、第14号様式及び第26号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。